

お知らせ

資料提供先：米子市政記者クラブ

災害時の応急対策活動等に協力いただける土木関係建設コンサルタント業者を追加募集します。

国土交通省日野川河川事務所では、所管区域で災害等が発生した場合の応急対策活動等に協力いただける業者を3月11日から3月22日にかけて募集しましたが、応募資格に合致する者が少なかったため、土木関係建設コンサルタント業務等に係る業者を下記のとおり追加募集します。

1. 協定の期間 協定締結日～平成26年4月30日(水)
2. 活動の場所 日野川河川事務所が管理する河川、砂防、海岸及びダム
3. 協定の種類 調査・測量等に関する基本協定
災害による被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のための応急対策活動
4. 応募期間 平成25年4月1日(月)～12日(金)
5. 募集要領 募集要領は、日野川河川事務所ホームページに掲載しています。

問い合わせ先



国土交通省

国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所

(担当)

副 所 長
工 務 課 長

こみなみ こうし
古 南 弘 史
おおもと せいじ
大 元 誠 治

TEL 0859-27-5484

FAX 0859-27-2348

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/hinogawa/>

別 添

災害応急対策活動等（測量・設計）に関する基本協定

活動の場所	日野川河川事務所において管理する一級河川日野川水系及び皆生海岸の、①河川、②砂防、③海岸、④菅沢ダムを対象とする。
活動の内容	本活動は、日野川河川事務所において管理する一級河川日野川水系及び皆生海岸において地震、台風、豪雨、豪雪等及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
主な応募資格	①中国地方整備局における「土木関係建設コンサルタント業務」かつ「測量業務」の一般競争参加資格の認定を受けていること。 ②平成14年度以降に中国5県内において、中国地整（港湾空港除く）または県が発注した「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量業務」の実績があること。 ③鳥取県西部地方生活圏内に本店（本社）、支店（支社）及び営業所が所在すること。
応募の受付期間	平成25年3月11日（月）～平成25年3月22日（金） 休日を除く毎日、9時00分から17時00分
協定の締結	平成25年3月下旬（予定）
協定の期間	平成25年4月1日（月）～平成26年4月30日（水）

災害応急対策活動等（測量・設計）に関する基本協定 追加募集要領

「災害応急対策活動等（測量・設計）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を追加募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 公募日 平成25年4月1日

2. 担当官等 中国地方整備局 日野川河川事務所長 田尾 和也

3. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等（測量・設計）に関する基本協定
- (2) 活動場所 日野川河川事務所において管理する一級河川日野川水系及び皆生海岸の①河川、②砂防、③海岸、④菅沢ダムを対象とする。
- (3) 活動内容 本活動は、日野川河川事務所において管理する一級河川日野川水系及び皆生海岸において地震、台風、豪雨、豪雪等及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
- (4) 協定期間 協定締結日 ～ 平成26年4月30日

4. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度「土木関係建設コンサルタント業務」かつ「測量業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）ただし、平成25年4月1日までに平成25・26年度「土木関係建設コンサルタント業務」かつ「測量業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていることを協定締結の条件とする。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 基本協定参加資格確認申請書の提出期限の日までに中国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 基本協定参加資格確認申請書を提出する者は、平成14年度以降に完了し、中国5県における中国地整（港湾空港除く）または県が発注した「土木関係建設コンサルタント業務」または「測量業務」において、1件以上の実績があること。
- (7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。（以下「総括的に管理する技術者」という。）
- ① 「総括的に管理する技術者」は本協定の履行期間中に本協定の締結者と直接的雇用関係があること。又は、同等と見なせること。
- ＊「同等と見なせる」とは、「総括的に管理する技術者」が本協定の履行期間中において基本協定参加資格申請者と直接的雇用関係を証明できる場合を言う。
- 上記「直接的雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
- ② 以下のいずれかの資格を保有すること。
- ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記の通りとする。
- a) 建設－河川、砂防及び海岸・海洋
- イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記の通りとする。
- a) 河川、砂防及び海岸・海洋
- ウ) R C C Mを有する者。専門技術部門は下記の通りとする。
- a) 河川、砂防及び海岸・海洋
- エ) 工学博士
- (8) 鳥取県西部地方生活圏内に本店（本社）、支店（支社）及び営業所が所在すること。

5. 区域毎の基本協定締結者数

区域毎の基本協定締結者数は、以下のとおりを原則とする。

- ・河川（日野川、法勝寺川）の区域 2者まで
- ・砂防（別所川、清山川、大江川、白水川、小江尾川、船谷川、俣野川）の区域 2者まで
- ・海岸（皆生）の区域 2者まで
- ・ダム（菅沢）の区域 1者

6. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、4. に掲げる応募資格を満たしている者で行う。
- なお、担当区域の希望は最大4区域まで応募可能とするが、締結できる区域は原則として1区域とする。
- ただし、災害状況によっては、日野川河川事務所管内とする。
- (2) 各区域の基本協定締結者数に対し、希望者数の少ない区域から順に選定を行う。

- (3) 当該区域において、希望者数が基本協定締結者数を超える場合には、希望順位の高い者から選定を行う。
- (4) さらに、同一希望順位が複数者ある場合については、以下の順位で選定を行う。
- ①本店（本社）の所在が、鳥取県西部地方生活圏にある者
 - ②中国地方整備局における平成25・26年度の土木関係建設コンサルタント業務の格付け順位の高い者
- (5) 希望者の無い区域は、当該区域を対象として、申請全者に再度意思確認を行う。

7. 担当部局

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 工務課長

TEL 0859-27-5484（代表）内線311

FAX 0859-27-2348

8. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出すること。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②総括的に管理する技術者の資格【別記様式2】

※総括的に管理する技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。

③活動の実施体制【別記様式3】

※4.(7)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出すること。

なお、予定される実務を担当する技術員については、3名まで記載するものとするが、協定締結後の変更については、可能とする。

④担当区域希望調査票【別記様式4】

※基本協定についての希望区域は第4希望まで応募可能とし希望順位を記載することとするが、締結する区域は原則1区域とする。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、郵送（書留に限る。必着のこと。）とする。

②受付期間：平成25年4月1日（月）から平成25年4月12日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：6. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合には、書面（様式は自由）により提出すること。

①提出方法：書面を郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：平成25年4月1日（月）から平成25年4月9日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：6. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、平成25年4月11日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所：6. に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。

③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しない。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めない。

基本協定参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

日野川河川事務所長 田尾 和也 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代表者氏名

平成25年4月1日付けで募集のありました「災害応急対策活動等（測量・設計）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書8. (1)②に定める過去の業務実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書8. (1)③に定める総括的に管理する技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書8. (1)④に定める活動の実施体制を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書8. (1)⑤に定める担当区間希望調査票を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式 2)

(用紙 A 4)

過去の業務実績

[記入例]

会社名：

業務 名 称 等	業 務 名	
	TECRIS登録番号	
	契 約 金 額	
	履 行 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
業 務 概 要		

注)・TECRISに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（契約書類等）の写しを添付すること。TECRISデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

(別記様式 3)

総合的に管理する技術者の資格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 (フリガナ)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	生年月日	昭和○○年○○月○○日
所 属 ・ 役 職			
保 有 資 格	技 術 士（総合技術管理部門： 分野： 登録番号： • 取得年月日：) 技 術 士（部門： 分野： 登録番号： • 取得年月日：) R C C M（部門： 分野： 登録番号： • 取得年月日：) 工学博士（ • 取得年月日：)		

(別記様式4)

活動の実施体制

[記入例]

会社名：

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○区 ○○町 ○丁目 ○番 ○号		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○区 ○○町 ○丁目 ○番 ○号		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○区 ○○町 ○丁目 ○番 ○号		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○区 ○○町 ○丁目 ○番 ○号		

別記様式5 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。

※記載例

区 域 名	希望される順位
① 河川	第1希望
② 砂防	第2希望
③ 海岸	第3希望
④ 菅沢ダム	第4希望

※ 希望できる担当区域数は、最大4区域までとします。

※ 区域の詳細

① 河川

日野川、法勝寺川の直轄管理区間

② 砂防

別所川、清山川、大江川、白水川、小江尾川、船谷川、俣野川の直轄砂防工事区域

③ 海岸

皆生海岸の直轄海岸工事区域

④ 菅沢ダム

菅沢ダム直轄管理区間

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の業務実績関係

- 過去の業務実績（別記様式2） →必須提出
- 業務実績を確認できる書面（契約書の写し等）

→TECRISに登録されていない場合及びTECRISで確認できない場合等は必須提出

総括的に管理する技術者の資格・経験

- 総括的に管理する技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証等）
- 総括的に管理する技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

活動の実施体制

- 活動の実施体制（別記様式4） →必須提出

担当区間希望調査票

- 担当区間希望調査票（別記様式5） →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。